

### 〈3〉未申告者の捕捉

～公平で適正な税務行政を目指して～

市民税課個人市民税第2グループ

主任 酒井 隆之

本稿は、市町村アカデミー機関誌（『アカデミア』vol.99）において、研修生優秀レポートとして掲載された内容を一部加筆・修正したものである。

## 1 はじめに

平成12年の地方分権一括法の施行とそれに伴う地方分権推進委員会の勧告により、「地方税源の充実確保」と「課税自主権の尊重」が求められた。「地方税源の充実確保」は、三位一体の改革により国から地方への税源移譲（3兆円）が行われ、「課税自主権の尊重」では法定外目的税が話題を呼び、特に都道府県レベルでの課税が乱立するようになっている。

こうして現在は、国より地方の方が賦課・徴収する金額は多くなり、住民、税負担者への理解に向けて十分な説明が求められている。

そして、このことは「公平で適正な税務行政への要請」と「市町村における税務行政の役割の増大」として大きな課題となっている。

## 2 市町村の現状とアカデミーでのグループ討議のなかから見えてきた課題

こうした流れを受け、市町村の税務行政は質・量ともに爆発的に増えている。毎年のように税制改正が行われ、納付方法も公的年金からの特別徴収などこれまで考えも及ばなかった制度も加わった。そしてそれに伴い、

職員の知識のアップデートや住民へのより細やかな説明も必要になった。

私たちのグループは政令市・中核市で構成され、都市規模でいえば一番大きな自治体のグループであった。そのなかで私が一番驚いたというより、他のメンバーを驚かせた点がある。それは「税務調査」である。

本市では、「事後調査」と言って、積極的に外に出て直接訪問し、未申告者の調査を行っている。それに対し、他の政令市・中核市では訪問調査を行っていない、というより行う時間的余裕が無く、行えないということであった。しかしながら、「税務調査」無くして、果たしてそれで公平で適正な課税はできるのだろうか。

## 3 市民税の税務調査 (本市の問題点と解決法)

### (1) 現状

ここで、本市の税務調査の概要について説明したい。

税務調査の目的は、「本市に住所を有しながら未申告又は課税資料の不明、不備のため課税留保となっている者や資料内容に疑義がある者の実態調査を行い、その所得内容や生計状況及び居住状況を把握し、公正で適正な課税を確保する。また来年度の当初課税に繋がる事前調査としても位置づける。」となっている。

調査の種類としては、①給報（給与支払報告書）未提出事業所調査、②不明給報調査、③未申告等調査であり、とりわけ、③の未申告等調査がその中心となる。

この内容は、アカデミーの大久保英夫先生の「税務調査」の講義の中で述べられている内容と一致する。

本市の未申告等調査は、調査カード（本人の氏名・住所・世帯構成・3年分の課税履歴・調査結果の記入欄を記載）を使って、8月中旬から12月下旬まで実施される。

しかしながら、他の業務が優先されるので、週1回行けるかどうかといったところが現状である。さらに効率的な調査として、9月・10月・11月に休日臨戸として土曜出勤をして、集中的に調査を行うこともしている。

また、各月に強化週間を設け調査を優先的に行ったり、その強化週間中において夜間に申告の電話催告(11月・12月)を行っている。

## (2) 問題点と解決法

以上のとおり、本市は他市に比べて積極的に税務調査を行っているが、問題点もあるのではないかと私は思っている。

それは総花的すぎて、ターゲットが絞られていないということである。未申告者をすべて同じ扱いで調査にあたることは非効率で、無駄が多いと言わざるを得ない。

こうしたことから私は、以下の2点を優先して未申告等調査を実施していくことが重要であると思う。

### 1) 給報未提出事業所勤務者の把握

これは、本人が所得を隠そうとしているわけではなく、単に事業所からの給報が未提出であり、それを本人が知らないというケースである。実際、こうした方は相当数おり、きちんと年末調整で源泉所得税も納めておりながら、市には未提出となってしまう状況である。こうした情報は課税担当課にとっては宝であると言わざるを得ない。なぜなら、本人の住民税の課税はもちろん、必要に応じて事業所への給報提出指導の材料にもなるからである。現在、こうしたことが判っても申告書を単に受け付けるだけで終わりにしてしまう状況にあり、これでは、発見した宝をまた土の中に埋めてしまうようなものである。

そこで私は、解決策として「給報未提出事業所勤務者」をデータ化し、翌年度以降の課税のために管理して、事業所にも給報提出の指導をすることが必要であると考え（図1）。そして、同じ事業所内で本市の未申告者がいないのかも併せて調査する。

この方法であれば、無意識的な未申告者は相当数減るものと思われる。

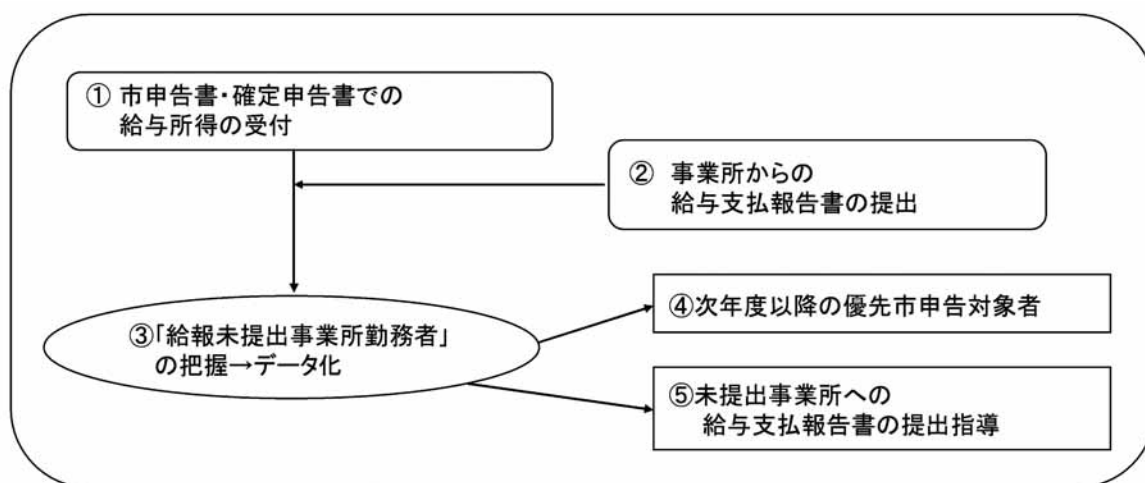


図1 「給報未提出事業所勤務者」の把握

## 2) 家屋敷・事業所課税の強化

私が税金の仕事を始めてから、ずっと悩んでいるのがこの家屋敷・事業所課税である(図2)。

市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者は、応益性の見地から均等割のみの納税義務を負う。  
(地方税法24①Ⅱ, 294①Ⅱ)

図2 家屋敷・事業所課税  
市町村税務協会編『平成23年度版要説住民税』  
(株ぎょうせい, 平成23年9月, 9頁から引用)

これまで、どうしても積極的に賦課することにためらいがあった。

理由は公平で適正な課税ではなく、正直者が馬鹿をみる気がしてならないからである。

それは、市外に住民登録がある者の被扶養者(本人は所得ゼロ)が、健康保険の扶養申告に使うために、所得証明・課税証明をとりに来たときに申告して発見するケースが殆どだからである。

そこで、この悩みの種をアカデミーの『問

題解決フォーラム』のテーマにしたところ、グループのメンバーである殆どの政令市・中核市は、やはり積極的に課税は行っていないということであった。

しかし、ある政令市は毎年300件以上の新規の家屋敷課税を行っているという話を聞き驚かされた。詳細を聞いてみると、住民票の世帯員には番号がついていて、翌年に1番の世帯主が転出し、世帯員(2番以降の人)が世帯主が変わった世帯を抽出して、担当者が端末で実際に家屋敷課税に該当するか否かを判断するという方法で課税しているとのことであった。私は、これについて感心させられた。この方法で課税するか否かは別としても、家屋敷・事業所課税は積極的に課税すべきとの思いが強くなった。

本市において積極的に課税するためには、家屋敷・事業所課税について積極的に広報し、申告してもらう必要がある。

そしてこのことは、住民税の本質的な負担分任、応益性から発生する「市内に住所が無い者への均等割課税」に対する理解促進に役に立つと思う(図3)。

86

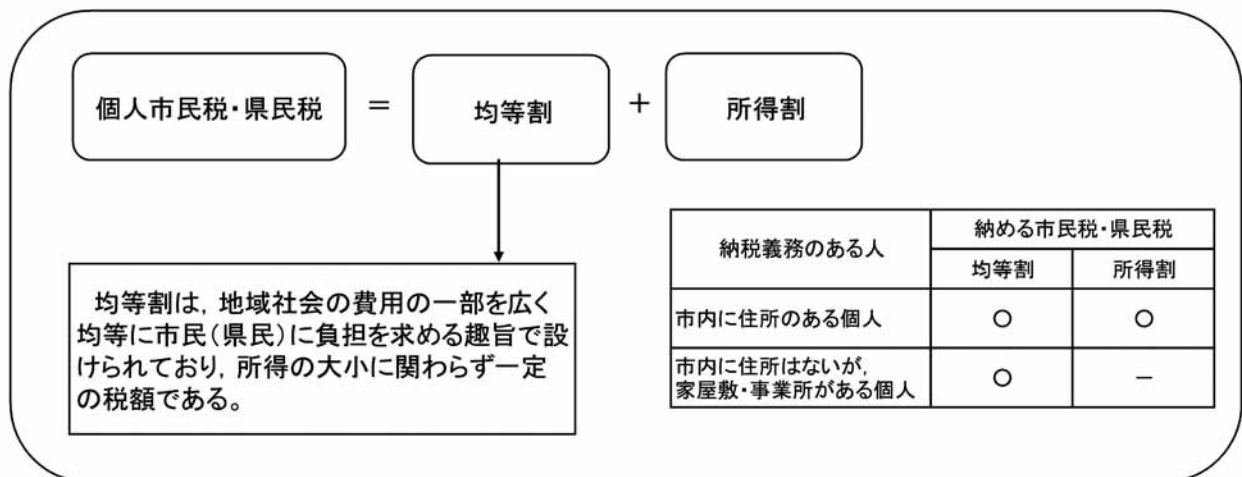


図2 「給報未提出事業所勤務者」の把握

## 4 まとめ(税務調査の重要性)

公平で適正な税務行政を行うためには、「税務調査」は不可欠であると私は考える。

なぜなら、現在の住民税課税業務は、ほとんど全ての市町村が出てきた資料・申告書を基に課税するのみで、資料を集めて納税者に通知する本来の賦課課税方式が活かされていないからである。原因のひとつには、前に述べたとおり、目の前に次々とやってくる膨大な事務処理をこなすだけで精一杯という市町村の現実がある。

しかしながら、その「膨大な事務処理」と思っていることが実在する所得の全てを捕捉しているとは限らない。それどころか、「膨大な事務処理」と思っていることは氷山の一角で、その下には思わぬ所得があるかも知れない。このように考えると、私たちは基本的な原理原則に立ち返って、未申告者の捕捉に努めることが公平で適正な税務行政・税収確保の実現に向けた第一歩であると言えるのではないか。

増収を見込んで法定外目的税をつくるより、既存の法の枠内で、未申告者を発見することがより良き道であると思う。